

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 平成31年4月9日

消費生活センターからの「訴訟通知」は無視してください！

不審なハガキが届いたとの相談が増えています！

消費者確認通知

平成31年 管理番号(フ) 第361号

この度ご通知致しましたのは貴方が以前契約された当該会社に対する契約不履行に当該会社が裁判所に提訴された事を報告致します。

当該会社につきましては担当職員にて受け賜いますが、当センターは御本人様と訴訟内容の正当性を確認する機関になりますので原則的にご本人様からのご連絡をお願い致します。

尚、故意にご連絡無き場合、管轄裁判所から口頭弁論呼出状送達後に出廷となり執行官立会いのもと、あなたの給料や財産差押さえをされる事例が御座いますので十分ご注意ください。

万が一身に覚えが無い場合、不正に個人情報を悪用されている事も考えられますので早急にご連絡をお願い致します。

取り下げ期日 2019/4/5

受付時間 9:00 - 17:30 (土・日・祭日を除く)

03-5728-

〒105-0022 東京都港区 町 . . . ビル F

消費者生活センター

消費生活センターからのアドバイス

ハガキには、「裁判所に提訴された」と記載されており、「連絡無き場合、管轄裁判所から差押さえをされる」などと脅して不安にさせ、「身に覚えが無い場合」でも、期日までに連絡するように誘導しています。

身に覚えのない請求には、指定された電話番号に連絡をしてはいけません。連絡をしますと脅され、個人情報聞き出されてお金の要求が始まります。もし、一度支払ってしますと、請求が止まらなくなります。

消費生活センターから「訴訟」の通知をすることはありませんので、ハガキが届いても絶対に連絡を取らないようにしてください。



おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月~金曜日) ... 午前9時~午後5時(12時~13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957 52 9999)

平戸市消費生活センター
(0950 22 4222)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957 38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります